

障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき手続きが必要となります。

- ・転居・氏名変更
- ・他市町村から大山町に転入
- ・大山町から他市町村へ転出
- ・転出先の市町村障がい福祉担当窓口にご相談ください
- ・手帳の紛失・破損
- ・手帳所持者の死亡
- ・身体障害者手帳取得から10年経過したとき

各種助成制度

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

◆対象者

次の項目にすべて該当する方

- ①身体障害者手帳（3級〜6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級

※身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きが必要です。手続きには、印鑑・お持ちの身体障害者手帳・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚が必要です。

（3級）のいずれかをお持ちの方

- ②15歳（中学校在学中を除く）から69歳（後期高齢者医療対象者を除く）の方
- ③所得税非課税の方
- ◆手続きに必要なもの

領収書（保険点数のわかるもの。レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳

【障害者通所・通院費助成】

次の項目に該当する場合

- 通所・通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（公的扶助の受給者は除く）
- ・在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事

業所などに通所する場合。

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用して利用している場合や、通所に係る手当等を受けている場合は対象外です。

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（所得税非課税の方が対象。公的扶助の受給者は除く）

※通院に送迎サービス等を利用している場合は対象外です。

◆手続き・問い合わせ先

- 福祉介護課
- ☎0859・54・5207
- 中山支所総合窓口課
- ☎0858・58・6112
- 大山支所総合窓口課
- ☎0859・53・3311

ひとり親家庭児童小・中学校入学支度金

本町ではひとり親家庭児童の福祉向上を図るため、ひとり親家庭の新入学児童1人あたり一百万円の入学支度金を支給します。

【対象者】

大山町に住所のあるひとり親家庭（母子・父子家庭）のうち児童が小学校・中学校に新しく入学する家庭の養育者で前々年（平成24年）分の所得税非課税の方（生活保護世帯は除く）



【申請に必要なもの】
・印鑑、振込口座の分かるもの

・児童扶養手当証書（児童扶養手当の全額支給停止者は支給停止通知でも可）または、ひとり親家庭の特別医療費受給資格証等ひとり親であることの証明となるもの

この他にも証明書が必要となる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

【申請期間】
4月1日（火）〜21日（月）

【申請場所】

福祉介護課または各支所総合窓口課

◆問い合わせ先 福祉介護課
☎0859・54・5207

県総合情報誌

『とっとりNOW』101号

県内主要書店で好評発売中!



国道29号（R29）は今、昔ながらの風景や伝統、グルメ等の魅力が見直され、新しいカタチのまちづくりを展開中。今回の巻頭特集では、R29を心から愛する人々の熱いパワーを紹介します。